

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会

(第6回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 24 年 6 月 2 5 日 (月)		
開 会	午後 2 時 00 分	閉 会	午後 3 時 36 分
場 所	5 階 議場		
出 席 委 員 (9名)	委 員 長 橋尾泰博 副委員長：房安 光 委 員 島谷龍司、伊藤幾子、桑田達也、湯口史章 上紙光春、上田孝春、上杉栄一		
欠 席 委 員	なし		
委 員 外 出 席	田中文字子、石田憲太郎、平野真理子、太田縁、木村和久、寺坂寛夫、 砂田典男、中村晴通、有松数紀、谷口秀夫、寺垣健二、入江順子		
事 務 局 職 員	局次長：勝井節朗、議事係長：蜂谷知哉		
出 席 説 明 員	総 務 部 長 : 羽場 恭一 財産管理課管材係主幹 : 福井 一朗 庁 舎 整 備 局 長 : 亀屋 愛樹 庁 舎 整 備 局 長 補 佐 : 竹内 一敏 庁 舎 整 備 局 主 任 : 宮崎 学 庁 舎 整 備 局 専 門 監 : 前田喜代和		
傍 聴 者	9名 (別添のとおり)		
傍 聴 者 (報 道)	日本海新聞、朝日新聞、建設工業新聞、中国新聞、読売新聞、 毎日新聞、共同通信、日本海ケーブルネットワーク、		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午後2時00分 開会

◆橋尾泰博 委員長 失礼をいたします。それでは、ただいまより鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会第6回目を開会をいたします。審議に入ります前に、前回5回の検討課題になっております山本浩三試案に対する調査業務問題につきまして、市の執行部の方に、どのような方策があるのか検討していただきたいということになっております。まず、その点を報告をしていただきたいと、このように思います。市庁舎整備局長、よろしくお願いします。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 失礼いたします。市庁舎整備局亀屋でございます。前回でございますけれども、2点この調査委託についての確認ということで依頼がありました。1点目につきましては、山本浩三氏にその第2号案の原案をつくるにあたっての調査内容、これを積算に当たってかつちりしたものを出してもらおうと、そういった場合にどうしたらいいのかというようなことで御質問がありました。この件につきましては、第2号案の確認者、これは立案者である山本氏が該当になってきますので、当然限定されてくるということになりましたら、委託をするにあたってこの随意契約で特定された者ということで契約はできると思います。それから、もう1つ、もう1点ございました。これは、できあがった積算内容についての検証です。検証について第三者による検証をやっていく場合にはどうしたらいいのかということがございますけれども、これにつきましては、当然相手先としましては、公平性、それから公平性が認められる者ということと、それから、あとは力量ですね。いわゆる、積算に当たって公平・公正に中立にできる、誰が見てもこの適正な判断ができる者というようなことになってくると思います。例えて言いますと、大手の設計会社、設計コンサル、こういったところに依頼をするというようなかたちも考えられると思います。そういった場合には、選定方法としましては入札、それからプロポーザル、それから特定公正性みたいなことをうたわれてくるということになってくると、特定の者というものも限定されてくると思います。そういった場合には随意契約、こういったかたちでいずれのかたちを取りましても方法としてはあるということで、一応説明をさせていただきたいと思います。以上でございます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今、整備局長の方から御報告をいただいたわけでございますけれども、この報告について委員の皆さんから御意見等がございましたらお願いをいたしたいと思います。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 ちょっとすいません。最初のその説明がちょっと十分よう分からなかった。もう一度ちょっとお願いできないでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、整備局長お願いします。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。最初の分につきましては、第2号案の原案でございます。これの積算を調べていただくと、提出していただくということになりますと、これは立案者じゃないと中身が分からないということで限定されるということになってきますので、特定な人に依頼をするということになりますと、随意契約というかたちは可能だと思うということで、答えさせていただいたところでございます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。そのほかありませんか。上田委員、はい。

◆上田孝春 委員 はい。今、特別委員会で審議と言うか、皆が検討されておるのは住民投票にかけた20億3点セット、俗に3点セットと言うか、この20億に対してやっぱりこの辺の中身について、根拠、考え方についてやはり詳しい内容がほしいという1つの意見であったように、僕は思うわけですけどね。そういうことになれば、20億は高いだ、安いだと、できる、できんというふうな意見、考え方もあるわけですけども、よりこの20億に対する山本さんの概算の考え方、基本的なものをやはり私は求めるというか、やっぱりそこを尋ねるというか、そこが必要じゃないかなと、これから議論を進めていく上でも、そういった意味ではやはり調査業務というか、20億のこの考え方について、山本さんの方に調査依頼というか、業務をお願いしてはどうかというようにちょっと僕は思うわけですけどね。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 前回、私の方で随意契約がどうなのかということでの質問を提示をして、執行部としては議案者、提案者というかたちの分であるならば、その検証については随意契約でできる。ですから、これ2段階になるというふうに私は思うんです。山本浩三氏の方から、この2号案3点セットに対するもちろん考え方もそうであるけれども、数字の根拠そのものを上げていただくと。次のステップとして、さっき執行部の方が言ったように、公平公正を期すために前は県の建築士協会に委託したわけですけども、要するにそれをもとに第三者で検証をしていただく。これ、我々が検証できる話ではないわけですから、ですから、山本浩三氏から出た資料をもとにこれを第三者、先ほど言いましたように大手のコンサルになるのか、あるいは公的機関になるのか、公的の機関であるならば、随契でもできるということのような話もあったわけですから、そういったかたちのものの。だから、ステップとしては2段階のステップを踏んで、その結果を、我々が検証した結果を判断させていただくということになるのではないかなというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 はい。この依頼と言いますか、山本氏への契約というのは、上田委員が言われたように当然必要になってくると思います。ただ、確認させていただきたいのが、この前回参考人招致のときに、我々が求めていたものとは違ったものが出てきたという現状がありますので、前提として検討会の中でしっかりと、立案者である結の上田委員の方が言われた1つ1つの条件、それをきっちりと確認していただいた上での委託と言いますか、それをしていただきたい。私は上田委員が言われるように、山本氏に出すというのは当然だろうと思いますけれども、この前みたいな、自分のこうすればいいんじゃないかというのは置いておいて、まずはその検討委員会で上田委員がおっしゃったこれをする、これをする、これをするという、その条件をきっちとした積算をお願いしたいということです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 当然、先回のこの特別委員会でも確認したように、やはり住民投票にかけたそのものを基本としてというかたちで、さっき島谷さんからもお話があったように、先回でもその話が出たわけですけど、最初の住民投票にかけたときの数字と、山本さんがこの前、示した数字とが異なるというかたちで、やはりこれは各委員が共通理解の中で、やはり住民投票にか

けたその数字でいくんだという話で出ておりますので、当然そのことで、その数字に基づいた、やはりものを山本さんに出していただくということは、それは間違いない、当然だというふうに思っています。

◆橋尾泰博 委員長 そのほか、ありますか。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 今、その山本氏に対して原案をもとに、当初案を基に資料提出ということが求められているわけですが、そうすれば第4回のこの特別委員会に、山本氏が提出をされたあの資料は、一体何だったのかということになるわけですね。私たち特別委員会は、その当初案、あえて当初案というふうに申し上げたいと思いますけども、その2号案の原案の資料提出を事前に求めた。しかしながら、山本氏は、その段階でそういう資料はお持ちではなかった。そして10日間かけて委員会に提出をされた資料というものが、全く内容が異なっていたと、そういったことで山本氏の責任と言いますか、立案者としての立場というのが非常にフアジーな感覚の中で、その当初案それ自体が結さんの方に提出されてきたんだろうなという推測をされるわけです。ですので、今回この山本氏からその詳細な資料を求めてもどうなのか。まずは、その結さんの中で当然提出者として、上田委員も検討会の方にその比較表というか、第2案を出される上で、会派の中で山本氏なり、このレクチャーを受けておられるというのが当然普通の考え方なわけですが、それで、3月の13日でしたかね、の検討会の内容を私もずっと見ておる中で、上田委員もその根拠のないということでもなく、私なりに説明できますよということもおっしゃっておられるので、まず原案を、議論をするのであれば、まず提出者である結さん、どなたか分かりませんが、からその内容についてご説明をいただき、また山本氏についても、委員長のお計らいで何度でも必要があればこの委員会にお招きをいただくと、この参考人としてお越しいただくということもありますから、まずは山本氏にその原案についての内容について、この委員会でまずお聞かせをいただくということから始めなければいけないんじゃないかなというふうに、私は思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 はい。今、桑田委員の方からちょっと意見がございましたけれども、この山本さんが、当初の概算の計画の数字と、先回の14日だったですか、そのときの数字とが変わったという話の件はね、先回もちよっとお話をさせていただいたというふうに思います。住民投票の結果を踏まえた中で、より実際にあったものをというか、ものを、しっかりしたものを提案するというかたちの中でね、数字が変わったことについては先回もお話させていただきました。耐震、それから半地下の駐車場、そういったものの実際の正確な情報、数字をつかんだら、やはり駐車場にしてもかなり安くできるというふうな考え方の中で、それと反面、設備を見たとき、設備を見たときに、当初のよりいいものにしていく上では、やはりそこにこちらの金額が浮いたものに対してね、そちらに増していいものにしていきたいという考え方の中で、数字が変わってきているという話は先回させていただいたわけですからね、その件については。そこでは納得できないという1つの、理解できないという考え方かどうか知りませんが、そういった話をさせていただきました。それと、当初検討委員会に示したものに対しての具体的な内容について、詳細のものについてというお話がございましたけれども、やはりこれはあくまで1号

案にしても、2号案にしても、概算という1つの考え方の中で示したものであるということで、概算についてもやはり耐震、こちらの免震については、やはりいろんなデータを参考にした中で、やはりこのものを出したということもお話させていただきましたしね、検討会でも。それから増築部分にしても、半地下の駐車場にしてもね、やはりいろんなデータを参考にして、今までやった実績というか、事例を参考にしてそういった概算の数字を出したということを書いてるわけですからね、それで、検討会等々にするまで、話をするまでいろんな資料というか、図面を書いて、そして具体的に積み上げたものではないということは、前回、検討会でも申し上げているわけですからね。それで、その後結局、住民投票の結果が出たという中で、より具体的な数字をはじき出したいという考え方の中で、山本さんは山本さんなりに現場を見たり等々してね、出したというのが事実ですから、だから検討会で、私どもが山本さんから概算の考え方等々聞いたものについては、検討会でもお話をさせていただきましたし、それ以上の、結局細かい積み上げた数字、示した数字の、具体的な積み上げた数字という資料までは、こちらは準備してなかったと。あくまで先ほど申し上げましたように、今までの事例の、何件かの事例の数字を参考にして、平均というか、鳥取のこの場合にはこれでいけるという考え方の中で示したものですから、その辺は認識していただきたいというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい。ありますかね。はい、湯口さん。

◆湯口史章 委員 今の上田委員の説明をお聞きしておりますとね、まず1つはですね、せんだっての山本さんの説明、資料に関することについては、余分なことは大きなお世話でしてね、何も議会が委託をし、お願いをしていることではないわけですから、あくまでも住民投票にかけられた20億の中身のことについて、詳しい説明をお願いしたいということでしたので、そのところは間違いのないようにしていただきたいと思っておりますし、それからさんだっての説明の話に返るようになりませうけどね、いわゆるその免震についても、増築についても、あるいはその地下駐車場についても、1つの事例は確かに挙げられました。そのほかの事例ということについては、具体的な説明はないわけですよ、はっきり申し上げて。しかも具体的に挙げられた事例は非常にそれが整合性のとれないような事例を案として説明されたから、いかがなものかなということで、私も御意見をさせていただいたわけですね。例えば、免震で言えば県庁の問題、裾野市の問題、あれは機械を移している。県庁については、地下のまたその下に基礎免震ですから、機械を動かす、動かないについては全然条件が違うわけですよ。だから、そういう説明をされてもなかなか納得できませんし、あるいはその増築部分についても商工会館という事例を挙げられました。設計価格との問題であったり、そのほかの諸条件を考えた場合に、例えばほかに事例を持ってされて、こういう事例、こういう事例、こういう事例の中から、商工会も1つの事例として挙げられた中で、この程度が妥当かなという判断をされた概算費ですという説明であれば、それなりにまた我々も考え方がまとまるかもしれませんが、そういった点についても明快な説明ではなかったように、私は思っておりますし、地下駐車場にしてもそうです。具体的にどこをとということはおっしゃられないわけですね、私の過去の経験においてということですから、なかなかそういう部分で理解してくれというのは、ちょっと無理があるのかなという、私は感じてしかなかったわけです。それと1号案についても、せんだって

申し上げました。1号案についてはいろんな具体的な事例をもとにされて、その金額がやはり平米単価で言えばかなりばらつきがあるわけです。その中で、平均値等をとって、十分に設計価格というものに対応できるだろうという執行部の判断でのお話ですので、具体的にそういったことを、他の事例を具体的に、いくらでどうでこうだったということがあれば、納得がしやすいんですけども、そのあたりのことをきちっとやはり説明をいただくということでは願いをしたいなということ。それと3点セットの中身が非常に範囲と言いましょかね、どこの範囲までを改修するのか、直すのかということがなかなかきちっと精査しないように私も見受けておりますので、その部分は、じゃ、この金額についてはこれ、これ、こういう範囲まで入ってますというような確認を取りながら、それを持ってして委託というかたちをとるのであれば、それがまず前提条件だというふうに思います。それと、個人的な感覚を言えば、やはり大枠の予算をつかむための作業はされたんだろうとっておりますので、その金額がやはりボンと出た以上は、それ以上の詳細な、いわゆる一式工事ごとに積み上げてくださいますということが、過去の検討会でも、今回のせんだっての説明でもなかったわけですし、一般的に考えれば、どうしてもその20億というものが1つの頭にあって、数字がどうしてもそういったかたちに積み上げられはしないかということがちょっと懸念されますね、1つは。一度やっていただいて、またさらに第3者機関にということもあろうかと思っておりますけども、過去の経過を見れば、事務所協会の、県の方にお願ひした資料もある。それで、また今回立案者である方の、そういった部分の資料を求めるために委託料まで払う、さらにはそれをジャッジするために、それを第3者機関にまた出すというね、3回も委託料を払ってこの問題を精査しないといけないのかなということが、私は住民の皆さんがそういう費用をかけることについて納得されるのかなというちょっと懸念を持っております。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい。今ちょっと湯口さんからまた新しい提案が出てきたんですけども、どなたかありますか。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 さっき湯口さんが言われたし、先ほども桑田さんからも話があったように、14日の説明に関して住民投票に付した条件でなしに説明があったと。それで、よりいいものというかたちでしたけれどもいらんお世話だったと。それは、当然それはそれでいいじゃないかなというふうに言われるのは受けとめます。ですから、先回の特別委員会で話があったように当然それだったら最初の住民投票に託した内容でやっぱりきちっとしていただくという考え方になったわけですから、そこはお互いに私も認識をしますし、お互いに認識をしていただいたらいいじゃないか。共通理解をしていただきたいなというふうに思います。それから、正直言って、さっき湯口さんからいろいろお話がございましたけれども、20億に対してやはり我々は住民投票でしっかりと問うたわけですから、やはり住民投票で示したものがどうであったかということをやったり精査というか、やはりきちっとしたものをやはり住民に知らせるといって、示すのも大事なことだというふうに私は思うわけです。ですから、業務委託というか、20億に対するより詳しいものを、しっかりしたものを山本さんに出していただくということは必要かなというふうに思っております。ですから、湯口さんの方から事例について、県庁というようなこちらの耐震の場合を言われましたし、それから、新築についても、増築分についても商工

会議所というなかたちの1例を挙げましたけれども、山本さんは山本さんなりに1例だったかも。ここで報告したのはそれだけですけども、それ以上のものをやはり検討されてきているというふうに思いますから、ぜひ、その辺を正確な数字というものをやはりここに、特別委員会に示していただくような対応をしていただきたいなというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。島谷委員。

◆島谷龍司 委員 湯口さんの御意見、大変参考になると思います。ただ、私、一番最後の3度も委託に出すっていかがかという御意見があったんですけども、やはり今回、もしも山本氏に委託するという事になれば、山本氏が提案したものが出てくるわけですね。それを我々、当然素人、ほとんどが素人なんで、それを適なのかどうかという判断がなかなかつきにくいと思うんです。ですから、やはり私としては第3者の意見も必要だ、これは必ず必要だと、これは委託に出すかどうかというのはまた別の問題なんですけれども、あくまで第3者としての目が必要になるんじゃないかなというふうに私は思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 前回検討会のときに第3者機関に委託したときには、いわゆるたたき台、いわゆる山本試案、結試案、議会の案になっていたのかな、これについては要するにペーパー1枚だけ、あとは例のジオラマって言いますか、模型のあれしかなかったわけなんです。それを参考にして実際にここの現場に建築士協会の方が入って、積み上げてきた数字が37億8,000万円だったわけです。それで、今回、私は2段階というのは、まず1段階からすれば、この間山本参考人から出た原案、これを山本氏にしっかり積み上げていただくということ。ですから、恐らく、これは過程の話ですけども、委託で頼めば建築士事務所協会から出てくるようなそういった資料は出てくるんだろうということは期待をしております。ですから、これを第3者のジャッジメントというのはそんなに難しいことではないと思います。ですから、言ってみれば意見を聞くとか、それをしっかり精査をするというところまではいかないのではないかなというふうに思いますんで、あえて3つもするのかという声はあるけれども、今回山本氏の方から仮に出た、積み上げた調査業務、その分についてのジャッジはそんなに難しい話ではないのかなと。それをまた一からその分を積み上げるというかたちでは多分ないと思いますので、私はやはり公正公平を期すためにはその出てきた資料について第3者機関でやはりもう一遍精査してもらおうということになるのが一番じゃないかなというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい。いいですか。今、湯口委員の方から3度も委託に出して検証しては市民の理解が得られないんじゃないかという新しい御提案もあったんですけども、多くの委員の皆さん方がやはり山本試案に対して、この20億8,000万の検証をまず具体的にきちっとしないことにはなかなか次のステップに入れたいという御意見が多かったように思います。その中で、執行部の方にちょっと確認をしたいんですが、先ほど立案者であるということで随意契約という方法も考えられると、出せるということであったんですが、例えば、今回のこの20億という工事ですね、こういう工事にあたって、例えば、調査業務というなかたちで契約するにして、大体、言えば予算的な面というか、大体どれくらいかかるもんかっていうのは分らないですか。調査費用に支出できる予算っていうか、ちょっと我々も素人なもんですからよく分ら

んですが。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 議会が県の建築事務所協会に委託で出されましたよね、調査業務。内容的にはいわゆる 20 億 8,000 万に対する工事、これに対しての建築事務所協会においても精査ということで出されたわけですから、大体似たような額にはなるのかなと思ったりもしますが、額としてはこれぐらいかかるというようなことは、お示しはちょっとできません。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。相手があつての交渉でしょうから、また金額が動いてくるんだろうと思いますけれども、言えば建築士協会に発注した金額、これも 1 つの判断基準の 1 つになるんじゃないかというようなことですか。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。いいですか。ただ、今回につきましては立案者である山本浩三氏が提案された内容についてのその根拠ですから、根拠、積算根拠を出していただくための調査ということですから、本来ならば根拠があつてその額が出るというかたちにはなると思うんですけども、それが示されていないという、そこだけの点をとらえてだと思えますんで、ちょっとゼロからじゃないと、あるものに対しての根拠の積算ですから、はい。はい。その違いはあると思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。ちょっと待つて。それから、2 点目に検証ということで公正、公平性がある者、あるいはその検証できる力量が問われるというようなことの話があつた後で、言えばどういう方に検証していただくということの中で、入札だとか、プロポーザル、随意契約と色々な方法が出てきたんですけども、大体こういう事例に関して、どういう手法が言えば平均的というか、常識というか、そこら辺は執行部サイドとしてはどういうお考えを持っておられますか。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。一般的にはプロポーザル方式で提案していただく、これも随契約の一種ですけども。提案された中から選択すると、これはいろんな条件をつけて、それに基準にあつた実績等も踏まえて総合的に判断するということがありますので、プレゼンテーション等やりますので、そういったところで判断するという面では一番プロポーザルというのが理にかなっているんじゃないかなと思います。一般の入札につきましては一番低価格のところをお願いするというかたちになりますので、会社の概要、こういった中身が分からないままに契約をしてしまうというケースも出てきますので、やはりプロポーザルというのが一番自然ではないかなと思います。それから、随意契約というのはもう限定されますので、緊急性なり、特定な者ということに限定されますので、そういう理由があれば随意契約というのも可能ではありますが、一般的には公募型のプロポーザルというのが自然であるんじゃないかなと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 ちょっと局長に確認したいんですけど、今の話からすれば、山本浩三氏から出た資料をもとにプロポーザル、これは、言えば要するに基本設計というかたちになるわけですね、そういう思いで言っておられるわけ。

◆橋尾泰博 委員長 はい、局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 これにつきましては、提案されたものの検証ですんでね、基本設計まではいかないと思います。これは検証業務というかたちになると思うんですよ。提案された原案、これが適正に、適正にというか、原案は妥当な線であげてあるかということのを伺う分ですから。

◆上杉栄一 委員 それは、よく分かるんだけども、いわゆるプロポーザルって提案式なんだわね、提案だわね。だから、検証ではないわけだ、プロポーザルになれば。ですから、これはやはり出たものを検証っていうことになると、入札の中でその数値をしっかりとそれこそ計算していくということでない、プロポーザルで提案型にしていくと、じゃ、また、この出た山本試案が変わってくる可能性もあるわけなんだわ。違いますか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。おっしゃる意味は分かります。この耐震改修に向けては、まず原案について検証し、それから基本計画に相当するもの、いわゆる方向性をつけるまでをやるということになっていきますので。ですから、ある意味では計画に相当するものまでを考えてもらうということはある得るかも分かりませんが、ちょっと線を引いて2段階でその中に業務を委託するというかたちには、それは想定できると思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 これは、大変大事なところだから、ちょっと確認をしっかりとこれは委員会の中でもしていかないといけないと思うんです。2段階にすることによって、その提案型にして業者の方にプロポーザルで、いわゆる基本計画かな、基本設計じゃなしに基本計画的なものまでを求めるような状況になる、今の局長のそれこそ答弁からすれば。ですから、基本計画のような、ただ、そこで守らなければならないのは、山本氏から出たこの内容を変えてもらっては困るわけ、変えてもらっては困るわけで、だから、そのあたりがプロポーザルとちょっとそれこそ整合性が取れんのかなということ、ここで質問したわけですけども、このことはやはり委員会の中で共通認識を持ってもらわないと、出たものは例えば第2段階でプロポーザルでそれをした、出たところですが今度は結果が変わってくるっていうことになると、これはちょっと困るわけ。ですから、あくまでも第2号案についての基本計画、それは、山本氏から出た資料をもとに基本計画みたいなものをそこで作ってもらうっていうか、そのあたりで検証してもらうということだというふうに思います。これは執行部じゃなしに、この委員会の皆さんにこのあたりについてはちょっと共通認識を持っていただきたいと思いますけれども、私の意見はそういうことです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 今の議論が、山本氏に対してのこの資料提出ということになっているわけですが、私は湯口委員の、先ほどのこの御発言に賛同するものなんですが、まずその原案でこの委員会は議論をするということであれば、もう既にこれまで原案、2号案についてはさまざまな角度で疑問点っていうのはあるわけですね。ですから、まずは委員会でそこを直接この山本氏にお尋ねをした上で、きょうのレジュメの中にも委員の皆さんから疑問点等を箇条書きで

提出していただき、山本氏に回答を求めると、これがどの段階のことを言われているのかお聞きしたいんですけども、やはり私もこの段階があると思うんです。きょうの委員会で、山本氏に資料を求めるためのこの委託というかたちを決定ということではなくて、もう1段階、委員会で山本氏にお尋ねをしないといけないことってというのはあるんじゃないかなと、その上で、慎重にこの回答も求めながら次の段階に移っていくというのが、私はふさわしいのだというふうに思いますが、どうでしょう。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。この特別委員会、桑田氏の御意見は御意見として賜りました。そして、今日までやってきたこの委員会、まず、最初に山本参考人にお越しをいただいて第2号案の説明をまず聞くということで4回目やらせていただきました。そして、5回目以降、それで説明をしていただくことについて、今後の進め方として、前回、委員会の運営の仕方をまず確認をさせていただきました。それで、その中で説明をしていただいた中で、きょうは本庁舎の耐震対策と設備改修について御審議をいただく、そして、今回はあれですね、増築部分について御審議をいただく、そして、その次の特別委員会は半地下の駐車場とですね、広場について御審議をいただく。それは、まず、山本参考人の説明を聞き、資料も提供していただいた中で分からない点、疑問な点については山本参考人の方に、東京にお住まいですから毎回特別委員会に出席してくださいという要請もなかなかしにくいと、その中で質問があれば当然山本さんの方に質問状を出して、きちんとした回答をいただきたいという考えで向かっていったわけですが、なかなかこう専門的な、具体的なことになる、やはりもう少しきちっとした資料の提出がないと中身のこういう審議はできないという声が出てきて、前回の、そういうことであるならば調査業務というかたちで、どういう方法が取り得るのかということできょうの審議になっているわけでした。思いとしては、やっぱりいいものをきちっと早く仕上げたいという委員の皆さん方の思いは一緒なんです、やっぱり思いは思いとして、やっぱりできることを一つ一つクリアをしていくという努力も必要だろうと思いますし、きょう、こうして、執行部の方から調査業務についての向かっていける可能性、あるいは手法というものをお聞きをし、委員の皆さんから、多くの意見を賜りました。その中でやはり相対的に、やはり山本さんにきちんとしたこの20億の積算についての考え方、根拠、具体的数字、こういうものを挙げていただきたいという御意見が多かったように思いますし、また、それが出たあとで委員で議論する、あるいは専門家の方に検証していただくという、次のステップに入っていくんだろうというふうに思っております。そういうことで桑田委員の御意見は聞かせていただきましたけども、委員会の皆さんの流れからそうだと思うんですが、いかがでしょうか。はい、湯口委員。

◆**湯口史章 委員** 私は必要ないと思いますね。山本参考人の方に細かい積み上げの資料まで求める必要ないと思っております。ただ、私が山本先生の方に確認をしなきゃいけないのは、いわゆるその20億で3点セットのいわゆる中身ですよ。それで、どういうものは見てあります、こういうものは見てありません、そういう確認で私はいいと思っております。例えば、免震の資料を見ますと1枚もんの、県庁の例を出されて設備、例えばペアガラスとか、こういったことがうたってあるわけですよ。だから、そういうものも含めてきちっとこの予算の中でできるん

ですか、できないんですか、それ以外の部分で言えば、懸念されるような事項について、具体的にこういうものは予算の中に見てありますかというようなことで私はいいんだらうと思うんですね。それで、ただしその単価のベースになっている平米単価については、同じような同様の事例があれば具体的に3つでも、4つでも示していただいて、その中で、これ、これの単価を取りましたという私は説明でいいんだらうと思うんです。もともと、あの概算費をはじかれる前提というのは、そういうことをもってしておやりになられたということですから、それ以上のものを、今さら求めるっていうのはいかなものかなと私は思っています。むしろそういうものを精査する中で、積み上げでやるのであれば第3者機関にその条件をもってして積み上げていただくときちっと、私はそれでいいんじゃないかと思っているんですけどね。

◆橋尾泰博 委員長 はい。また新しい展開になってきます。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 今の湯口委員の話とはちょっと論点違います。先ほど橋尾委員長がおっしゃられたその第4回の山本さんからの説明があって、それから話を、この議論に入っているという話があったんですけども、一番最初の大前提であるその検討会で最終的に出したときの案の説明ではなくて、ああいう御自分の御意見を出されたということですから、話をする上での我々のベースとなるものが全く違うじゃないですか。先ほど、委員長の方は結果的には委員長が山本参考人には私たちが今求めているものをお願いしたかもしれませんけれども、結果として全く別のものが出てきたということなんで、それを何と言いますかね、それをベースにして話をするということは絶対おかしいわけですから、山本参考人の説明を受けて話を続けるというのはおかしいわけですから、先ほど桑田委員が言われたように、そのしっかりとした、積み上げ云々は関係ないと思います。湯口委員が言われたように何を見て、何を見てないというかたちでもいいと思うんですけども、やはりさっき委員長がおっしゃられた第4回の参考人の御意見を伺ってというのは、全く我々としてはその話し合いのベースになるものじゃないということ、先ほども上田委員の方もおっしゃられましたけれども、委員長の説明としてそういうことを、今さっき言われるようなことはちょっとおかしいんじゃないかなと私は思うんですけど。

◆橋尾泰博 委員長 島谷委員に申し上げたいと思いますけれどもね、私は審議をしてきた経過をお話しておることであって、そういう審議の経過があって前回のこの特別委員会の中でどこを基本に議論をするのかという御審議をいただきました。その中で、条例案を検討するときに出された資料がこの住民投票にかけられた資料であるから、それを基本に議論していきましょうということで、この委員会で確認をしました。その中で、具体的な積算根拠が分からないからということで、委員の皆さんから調査業務でも発注をして、より詳しい資料が我々委員会に手に入ることはできないかということでね、そしてきょうに至っているわけですよ。そういう審議、きょう委員会に初めて出てきておられるわけではないんですから、ずっとの流れの経過の中で議論してね、変わってきているわけですから、そこはやっぱりよく理解をして、皆さんが同じ土俵の中で議論をしているというところを、よくわきまえていただきたいというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 委員長、それはちょっと違うと思いますね。私、先ほどもありましたけども、その原案でいくんだと、この20億8,000万でいくのだと、それで、検討会で議論をされた山本試案をもとにこの特別委員会を進めていくんだ、ここまでは間違えないです。ですから、その議論をしていく上で資料提出をぜひお願いをしたいということを、それも委員会の事前提出をまずはお願いをした。しかしながら、それはかなわなかった、事前提出をお願いしたのは、当日この委員会にその資料が出てきても山本氏の説明だけで終わってしまって、私たちがその直接その時間内に山本氏がいらっしゃる時間内に原案との比較ということが詳細までできないから少しでも早くその資料提出をお願いをしたい、もともとそういうものを検討会に出されたのであれば少なくともそういう資料があるのではないかという、こちらも推測でしたけども、そういう推測の元に山本氏に委員長からお願いをしてもらったわけです。しかしながら、出てきたものがその検討会で議論をし、またこの住民投票で市民の皆さんにお諮りをした内容と大きく異なっておったから、ですから、この今回この特別委員会において、新たなもう1回元に戻って原案の資料提出ということになっておると思うんですけども。例えば、委員長この本庁舎、それから第2庁舎、半地下駐車場、地下駐車場のことを順次、これからその諮っていくんだということをおっしゃっておられるんですけども、例えば本庁舎の2階の解体撤去費についても、当初案は3,600万ですね、14日に山本さんがお示しをしたのは2,500万で、これだけでも1,100万って大きな差が出てきているわけです。これを元に戻すと、じゃあ、そのもともとの3,600万はその工事費も含まれているのか、廃棄物のその処理費も含まれているのかというような話になるわけですね。そういった確認をこの委員会で、今ある疑問点を山本さんにぶつけずして、いきなりこの原案についての資料提出という話にはならないだろうというふうに、私は思うわけです。ですから、まずはもう一度、原案に立ちかえって山本氏に対してその議論をしていくということは、これは共通認識ですから、その共通認識に基づいて、まずは山本氏にもう一度参考人としてお越しただいて、基本的なそういう質問をさせていただければというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 議論の内容を少し整理しないといけんじゃないかというふうに思います。今、桑田委員から出ているのは、前回の委員会の中で、いろんな疑問点があると、それはこないだの委員会が出た分についてはそれぞれ箇条書きにして出すと。それから、新たにそれぞれの会派なりに持ち帰って疑問点を出してくれということであって、このことについては直接、あるいは間接でも結構、文章でも結構ですけども、山本氏からの回答はいただきたいということでもあります。それと一緒にあわせたかたちで、これをその調査業務として委託するということが私はないと思います。そういった返事をいただいたあとで、そのあたりをここで議論するなり、あるいは理解をした上で、改めて調査業務として山本参考人に調査業務を委託するというかたちをとらないと結果として、今、直接調査業務はそのままそれこそ委託ということになれば、この間いろんな疑問点、このあたりの返事が、返事というか、回答というのが全く出ないような状況になるわけですから、改めてこの委員会から出る前回の質問に対する、説明に対する質問については、しっかりこれは山本参考人の方にこのあたりを示して、山本氏の方から回

答はやっぱりいただきたい。それをその後って言いますか、それを踏まえたかたちで、いただいたかたちで改めてこの調査業務としての、それこそ調査業務を委託するという、そういうステップをとらないと、この辺はちょっと分けてそれこそ分けていけないというふうに私は思います。それから、湯口委員さんのおっしゃっていた全部を積み上げるところまでしなくてもいいんじゃないかと、湯口さんは専門家だからそういう目で見ても多分おられるんじゃないかなと思うんですけども、ただ、今度それを第3者機関で要するにそれを精査したときに、検討会の二の舞になるんじゃないかというような、そういったことが考えられるような気がせんでもないです。実際に第3者機関で、調査業務で積算して見てもらったら、じゃあ20億でなくて、あるいは26億とか、30億かかると、そういったときに、じゃあどうするんだいやというような話が必ずこれも出てくるんじゃないかなと。そうすると、私は素人で申し訳ないんですけども、ある程度数字の上積みの積み上げたものは、やはり山本先生の方から出してもらわないと、という気はします。これは私たちが素人だからそういうふうに考えるか、どんなでしょう。湯口さん、ちょっと聞いてみたい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 いや、私も専門家ということではなくして、例えば、まず気がかりなのは、山本先生がおやりになられる積み上げ、もう1つは第3者機関と言えども、どこが受けるか知りませんが、そこもやるわけですね。そのやるのか、あるいは出たものを、中身をこう精査するというやり方をされるのか別として、同じ同業、他者がこういったことに踏み込めるかということですよ。そこを私は懸念をするわけです。1つの第3者機関として信頼が置いて、皆さんがここであれば、日本の例えばトップレベルの総合設計事務所さんだと、じゃあ、この提案されたものは皆さんが受け入れようやというようなかたちであればいいんですけど、山本先生の出たのをどこかが受けてされたものというのが、変わったときに、じゃあ、どっちをどうジャッジするかということがありますし、それと、同業者としてそこまでの、言葉は悪いかもしれませんが、ガチンコ勝負的な意見が述べられるかということですよ。そこをちょっと懸念しますね。公的な公機関であればいいでしょうけど、なかなか私はそういうところは受けないだろうと思います、現実的には。そこをちょっと心配するんですね。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 はい。これは検討会するときにも同じような議論があったわけですし、その建築設計事務所が積算をしたものを、第3者と言えども、これは受けるかどうかということで、結果としては公的な、要するに県の建築士事務所協会にお願いしたような経緯があるわけですから、もしそういうことでそういう懸念があるとすれば、民間の大手ということではなくて、公の公的な機関、これ、受けるかどうかは別として、そういったところに積み上げた数字について検証してもらおうということしかないのかなというふうに私は思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 もう1点、今、上杉委員の方から御意見がありましたけども、私はこの山本氏の案についてのこの積み上げ、委託料を支払って、市民の皆さんのお金をいただいて、使って、その山本氏の案についての積み上げを、本来この委員会ですべきなのかどうなのか、非常に疑

間に思っております。なぜかと言うと、検討会でこういう議論が出ておれば、私は本来かなった話だったんだろうと思うわけです。結さんがその検討会の中で、この山本氏の案についてはこのペーパー1枚ものしかないんですと、それ以上の資料というのは私たちももらっていませんと、ですからそれを証明するために検討会の中で、そういう委託料を支払って、そしてその裏付けをきちっと取りたいんですということをおっしゃっておられれば、それでその事務所協会との比較もできたのではないかというふうに思うわけですが、検討会の中ではそういう議論というのはなかったと思うんですね。それで、ここに至って、この山本氏の第2プランは、これはこの委員会で違うんだと、やはり第1プランでいくんだと、これは共通認識になって、そして、さらに委託料をこの委員会で認めて、この時点で認めて、山本氏にその積み上げをお願いしていくというのは、何か私はしっくりこない。順序として本来この委員会ですべきことではない。その説明をするのであれば、結さんがしていただくなり、ここに山本さんに来ていただいて原案について質問をさせていただければそれで済む、とりあえずはそれで済む。そして、その中で疑問点を明らかにして、それをまとめた上で第3者機関ということで私は十分だというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 今、桑田さんの方から、検討会で、山本さんから示した20億に対する資料がペーパー1枚だったということのお話の中で、ちょっとお話をさせていただきたいというふうに思いますけど、検討会でもその話が出たんですよ、ペーパー1枚だ。だから、検討会の中で、この数字の基本的な考え方等々については、やはり山本さんに来ていただいて内容について説明を受ける機会をつくっていただきたいというお話をしましたけれども、それはかなわなかったということの一つ認識をしていただきたいというふうに思います。それで、さっき上杉委員の方から話が出ましたけど、やはりこの特別委員会を進めていく中で、委員長の方から3点セットを一つ一つ整理をして、いろんな意見が出てくるでしょうと、それに対して疑問点、いろんなことを山本さんに聞きたいということ、これ、当然出てきた意見について、やはり山本さんに説明願うことは当たり前だというふうに思っております。それは当然これから先、いつの時点でどういったかたちでまとめて、質問と言うか、説明をいただくかどんなかということは、これはこれからの委員会の進め方で決めていただきたいというふうに思いますけれども、ですけれど、山本さんに調査業務の委託というふうな話が出ておるんですけど、やはりこの特別委員会でも、それから、先回の条例案を提案するまでの検討会でも、やはりこの20億に対するやはり認識が十分できてないということなんですね。果たして20億でできるのかという声はあったんですよ、確かに。ですから、今回のこの特別委員会でも、やはり住民投票でしっかりと1号案、2号案、金額を入れて住民投票をしたわけですから、それで、2号案が決まったという中で、この20億に対する、再度、やはり説明がつく、納得できる根拠、考え方をきちっと示していただくというのがこの特別委員会の大きな課題だというふうに思うわけです。ですから、やはり山本さんに20億に対するより具体的な詳細な考え方、数字を、やはり出していただかなくては、やはり、皆がそれなりの理解、納得ができませんんじゃないかと思うわけです。ですから、当然、僕は、住民投票でしっかりと市民に対して問うたこの20億について、やはり責任

を持って山本さんにこの数字の根拠考え方を、やはりお願い、出していただくということは、確かに税金という話もありますけど、このことをしなくては前に進まんというふうに思うわけです。ですから、確かに予算も伴うことですが、ぜひこれを、しっかりしたものを出していただいて、その上でどう進めていくかと。どういった内容でこの、こちらの方で耐震、一部増築、半地下駐車場、この3点セットでやはり庁舎整備をやっていくことには変わらないわけですから、その中でどう具体的により良いものを作っていくかということを我々は真剣に議論していかないといけん委員会だというふうに思います。ですから、山本さんに対して調査業務委託を出して、やはりこの20億に対してしっかりと納得、我々が納得できる、また市民にも説明がつく、やはり根拠、考え方というものを出していただくということは極めて大事なことでないかなというふうに思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 市民に対して、その説明責任と言いますか、きっちりと説明をしていくためにということで今の議論がされていると思うんですけども、それを言えば、本来ならば検討会の時点で本当はやっていなきやいけないことなわけですよ。それで、市民にとったら、なんで今さらそんなことを言ってるんだという声をよく聞くわけですよ。おかげさまで、テレビで放映されていますので、本当に議会はわけ分からんとか、何をしたいだとか、そういった声しか私は聞いておりません。それで、山本氏に改めて出す必要はないという意見があったり、きっちりと説明していただきたいという意見があったりしますが、私、いずれにしてもそうやって、何て言うんですか、その根拠、根拠を本当に突き詰めていくために調査をするのであれば、まず議会として、その検討会のときに、言ったら中途半端なものを住民投票にかけたんだと。今さらこうやって、今いまになって積算の根拠だの、何だのを詰めてかからないといけないようないい加減なもので住民投票をやったんだということの、謝罪ですよ。私、それを議会がしないと、いつまで経ったって前に進まんし、見ている市民が本当にわけ分からんと言うと思うんですよ。それで、そういった、言ったら反省がない上で、こういう議論をしていっても、なんか私は全然前に進まないんじゃないかなと思いがちちょっと聞いておりました。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 先ほど、上田委員、桑田委員、お二方もその条例案で出されたものに対して、しっかりと市民に分かるようにしたいという両方同じことだと思うんです。これは先ほど委員長の方が私の方にちょっと共通認識をというふうに言われたんですけど、これは当然私もこの第6回ですか、第6回目ということで共通認識を持ちながら話をさせていただいているわけです。第4回の参考人招致のときの説明というのは、条例案での説明じゃなかったじゃないですか。あくまであのときに出された山本試案という新しい新案に対する説明を我々はその日にその場で出されて、それに対する疑問しか出せなかったと。あの第4回というのは、じゃあ一体何だったんですかということですよ。私は共通認識で皆さん方と一緒に話しているんです。ただ、先ほどから上田委員も桑田委員もそうじゃなくて、条例案での市民に提示したやつ具体的なものがなければやっぱり市民も我々も納得できない。ですから、こうやって今

こういうふうに、納得できていたらこういう話はしません、私たちも。やっぱりどっか疑問があるから話しているわけで、先ほど委員長が言われた、みんなが話してそれを何て言いますかね、踏まえて話をしているんだというふうに言われましたから、私は第4回の参考人の説明というのは、20億8,000万の最初の説明ではなかったというふうに、今でも思っていますので、ぜひ、そういう具体的な条例案時点でのものをどうなるか分かりません、上田委員が言われるように委託で出されるのか、桑田委員が言われるように何て言いますかね、今持っている資料の中で説明されるのか、それは、私は今のところはどうかというのは、まだ検討中なんですけれども、やはりさっき言ったような、第4回の参考人質疑というのは、私はこれまでの質疑を踏まえて先ほど言わせていただいたように、全く新しい案での説明だったという意味で、私は委員長に言ったわけです。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 上杉委員。

◆上杉栄一 委員 あんまり後戻りの議論はやめた方がいいというふうに、私は思います。これ、委員長にお願いで、これは整理をしてもらいたいということ。それは、1点はまずこの山本浩三氏に対する今後の、例えば参考人招致これも多分あるかもしれんし、それからこの間の疑問点、出している疑問点をどういうかたちで、いつどういうかたちで山本氏にこれをそれぞれ質問を出すかということ、それから、その後、委員会として調査業務この委託をいつするかということ、それを踏まえてどれぐらいの日数を持って、今度は具体的にそれが返ってきたときに我々は、今度は議論をしなきゃならない。それと、今、きょうのレジュメの中にあるように、さっき委員長の方で現本庁舎のきょうは耐震設備改修ということで、次は新第2庁舎になるのか、ちょっと分かりませんが、そういったことを並行してできるかどうかということも、ちょっとあわせてそのあたりちょっと整理を委員長の方でお願いします。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。それではちょっと議事を整理をさせていただきたいというふうに思います。この特別委員会ができて、山本参考人にお越しをいただき、資料の提出も求め、説明をしていただきたいという特別委員会に決議がありまして、委員長として14日に参考人としてお越しをいただきたいということを、要請をいたしました。そして、また事前に資料の提出もお願いをいたしましたが、山本参考人の方からすれば、住民投票が終わって、こちらに来られて説明をされましたけれども、住民投票で第2案が市民の選択となりましたと、そしてこのわずか10日間ではありますけれども、現実に地下に入られたり、あるいは地元の業者さんに見積もりを再度取ったりというようなかたちで、実は13日の未明まであの資料を作られた。それは山本さんなりに、委員会に説明申し上げるのであれば、より精度の高いものを、提出をしたいという思いで提出をされ説明もされたと。その中で、きょうも出てきましたけども、湯口委員さんの方からも出てきましたけども、余分なことをしてもらって大きなおせっかいだと、言えば条例案の資料でね、検討したのは1月の末とか、2月のかかりに提出をされたあの資料であります。そういうことで前回の委員会で、やはり議論をするのはその時点の第2案の、それを検討するべきだということで、この委員会で意思統一を図らせていただいて、それについて議論しようということでもあります。それで、きょうも耐震対策と設備改修というようなことで申し上げておりますけども、議題として挙げさせていただいております

けれども、先日、山本さんが持ってこられた資料も、私も、私の認識とすれば、基本的には変わっていないと、考え方は。その積算の具体的な数字をとられたことによって若干の数字は動いておりますけども、基本的な耐震対策、それから新增築案、そして半地下の駐車場、この考え方については基本は変わっていないというふうな認識で私は受けております。そういう中で、そういう3点セットを各委員の皆さんから御審議をいただいて、こういう点が分からないとか、こういうことについてはもっと説明をしてほしいというものが当然出てくるだろうと。やはりそういうものを集約して、山本参考人の方に、特別委員会でこういう意見が出ていますと、これについて、第2案についての基本的な理念あるいは積算根拠、こういうものをきちっとしたかたちでお返しをいただきたい。やはりこれを繰り返していくことによってより審議の密度が深まるであろうという認識でおります。ですから、決して桑田委員も何度もおっしゃいますけれども、14日に説明を受けた資料については、私は今のところ次のステップで議論する話だと思っていますから、今のところは引き出しの中にしまっておく資料だろうというふうに思っています。ということですから、そういうことを、皆さん同じテーブルで議論していただきたいという思いでおりますので、いかに我々がこの20億で市民の皆さんに喜んでいただける耐震改修、あるいは新增築案をまとめ上げていくかということをございますから、よろしくお願いをしたいと思います。それできょうもいろいろ業務調査についてまだお考えがまとまっていないというふうに思いますけれども、やはり私は委員長として申し上げますけれども、我々特別委員会が具体的に話を詰めていくっていうことになりますと、やはりまだまだ山本氏の計画ですね、これをもっと詳しく説明を受けないことには次のステップにいけないだろうというふうに思っております。その折にはまた委員の皆さんにお諮りいたしますけれども、第3者の検証が必要ということになれば、当然そのステップに入っていかななくてはいけないだろうというふうに思っております。きょうの委員会の御意見を賜りましたので、私委員長としては金額的なこともあります。それから手続き的なこともあります。一度山本参考人の方に、委員会の思いも伝えさせていただいて、もし仮にそういうことをお願いをするということになりましたら、本当に受けていただけるのか、受けていただけるとすればどれくらいの時間を必要とされるのか、費用としてはどれくらいの金額を要求してこられるのか、やっぱりその点も含めて、もう少し御時間をいただいて交渉をさせていただきませんか。そしてまた、基本的な枠組みが決まれば、また委員会の方にお諮りをして、山本さんとお話をした経過としてこういう状況ですと、どうでしょうかと、そこでまた委員の皆さんに御判断いただければというふうに思います。いかがでございましょうか。はい。

- ◆湯口史章 委員 今、委員長がお答えになった内容は、先ほど、上杉委員が質問したのとちよつとかかなりずれているので、そここのところの、まず第1点目の疑問点、質問というものは、いつごろどうして出すのかということがありますので、まずその辺からまとめていただければというふうに思いますけど。
- ◆橋尾泰博 委員長 委員会の招集で書かせていただいておりますね。現本庁舎の耐震改修及び一部増築案の根拠となった山本浩三氏の案への質問事項について、6月22日の委員会でのご発言も含め、6月27日、きょうが25日でございますから、明日明後日までに文書で市議会事務局

まで御提出いただきますようお願いをいたします、ということにしております。きょうが 25 日の委員会でございます、各委員ともそれぞれ各会派でまた総会なり開かれて御審議もされるかと思えます。いろんな意見が出てくるかと思えますし、また、特別委員の皆様方も、きょうまでの議論を踏まえて、こういうことが聞いてみたいということが多々あるかと思えます。そういうものを出していただいて、委員長と副委員長の方でその意見を集約をさせていただいて、山本さんの方にこういう点について質問がございます、ということでお願いをしてみたいと思えます。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 はい、ありがとうございます。正にそのことの結果の議論が、結果として、先ほど、先の方まで今議論がいつていますんで、この議論というのは、きょうの議論というのはこの中には入れんのかなというふうには私に思っているんです。ですから、きょうの議論については、先ほど、いろんな疑問点を明後日までに出して、それを山本参考人の方に送って、その回答を、できれば早い方がいいわけですが、2日までには、今度は一応日程的には7月の2日に特別委員会、それから9日にも特別委員会あるわけですから、遅くとも9日ぐらいいまでには、そのあたりの回答をいただいて、そこで議論をするという方向でないと、今、じゃあ、この2番目の現本庁舎の耐震改修対策等々について、ここで議論に入れるかということになると、今時点でも、この現本庁舎に対しても前回のいろんな説明に対する疑問点もあるわけですから、そのあたりの回答がないと、この中の議論には入れんのかなというふうには私に思うわけです。ですから、きょうは、その次の、次のステップまで、第3者機関等々の話がありましたけれども、きょうの委員会は、私はもうこのことを確認をして終わればいいんじゃないかなと。現本庁舎の耐震対策や2番目の項目については、結果としては対象のその提案者がいない中で、提案者がいない中で議論が本当にできるのかなというような疑問点も持っておるわけです。そういうふうには思えます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 皆さんのおっしゃることはそれぞれもっともだと思んですけど、私は、それ以前に委員長に確認していただきたいのは、先ほども伊藤委員がおっしゃっていましたように、市民に対して、すでに検討会でされてなきゃならんことを何でまたそれをこういうところでやるのかというようなことの疑問を市民が感じておられるというお話がありましたし、それから、謝罪をしてもというようなこともおっしゃいました。確かにその御気持ちも分かりますし、我々全体が、議員全体が反省も、皆持っておるはずだと思っております。けれども、きょうに至って検討会で、何で議論しなかったんだとか、それと、今6回目になりますけど、なんだか一番最初のときの議論に行ったり帰ったりしておる感がしておるわけです。私は、先ほどから出ておりますように、山本先生に改めて再度詳細な見積もりということがございました。ただし、湯口委員がおっしゃった点も確かにあろうと思えますけれども、ただし、例えば見積もりを取ったというふうにおっしゃっていました。見積もりが、どこと、どこと、第3者の一番安いところをベースにしましたということがはっきりしたらそれでいいと思えますよ。したがって、そういう一番安いところをベースにしたということになれば、そういうふうなやっぱり事業の進捗のスケジュールを図らなきゃいけないと思えますし。だから、20億にあわせるための積算と

いうのは、私は無理だと思いますよ、これ。どうしてもそうなってくると思いますし、前回の14日の、こっちがちょっと充実したいから、こっちの過ぎた方をこっちに回しましたというような積算根拠じゃいけないわけですので。だから、どういう見積もりの仕方をしたと、もし許されるとするなら、どここの例を挙げましたと、これは予定価格から何割落ちでしたと、安いところを見ましたから、実際問題としてなかなか厳しいかもしれませんというふうな、やっぱりコメントもあってしかるべきだと思いますし、そういうコメントがあったら、次のステップに進むのもちょっとえらいから、山本先生に見積もりをいただいているんではえらいから、今皆さんがおっしゃっていましたように、その次には次の議論をこの検討委員会で、上田委員も上杉さんも皆さんも言うておりました、良いものにする、当たり前の話ですから、これは市民に対して。だから、こここのところはこういう見積もりをなさっておりますけれども、市民のこないだも申しあげましたように、市民の皆さんに一定の理解をいただく手続きがあるかもしれませんがね、それは多少動いたとしても、次のステップでは許されると思うんです。だけど、まず、やっぱり今上杉委員さんが疑問点に回答がないと次に進めんと言われましたけど、私は同時にどういう見積もりを積算したんだということもあわせてしていただきたいなど。だから、今の段階で堂々めぐりしないように、皆さんにお分かりいただきたいのは、今、上杉委員がおっしゃっていましたように疑問点だけを最初にするのか、私は一緒にどういう見積もりの仕方をしたかということもあわせてね、提示いただくということは必要だと思うんですけどね、すでにもうこれまでも十分なさっていると思いますからね、その辺を順序があると思いますから、私は一緒にやはり出していただいて、その後で桑田委員さん、おっしゃっていましたようにおいでいただいて再度お尋ねして次のステップに進めるということがあったっていいと思いますけども、そういう具合に、私は順序としては両方どういう見積もりをしたという積算という言い方は問題があるとするんなら、どういう見積もりだという詳細な見積もりの仕方、言いかえれば、を出していただくと、だから見積もりしていただいて20億にあわせてもらってもしようがないんで、実際問題として、こういう言い方は失礼ですけども、だから、同時に、そういうどういう見積もりをしたかと、どこどこ会社の県庁や商工会館出たんですけども、その他にもこういうところを見積もったと、だけど私の認識では若干安いかもしれんなってというようなコメントを出していただければ前向きに進むんですよ。そういうふうに、だからあわせて同時に見積もりの仕方もあわせて、委員長さん、私は出してほしいなと同時に。なんぼでも遅くになりますから、皆さんが異存なければと思いますけど。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 上紙委員のお話、私も第4回、第5回委員長に同じことをしっかりとお願いしております。多分委員長、そのときに参考人をお願いされるというようなお答えもありましたんで、その答えをきょうはいただいているんですけど、多分交渉はされていると思います。私も本当に上紙委員が言われるように、詳細な見積もりなり、それをもとにまた疑問点とかそういうものあるわけですから、それはしっかりと出していただき、きょうも再度委員長の方にお願ひしたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい。そのほか。はい。

◆**房安 光 副委員長** 20億8,000万という金額のこともあるんですけども、施工事例とか、積算とかということも当然出てくるわけですけど、私が1つ心配しているのは、技術的な検証ですね。本当にこれでできるんでしょうか、いいんでしょうかという検証をやっぱりやっていかないといけないかと。例えば、柱頭免震において、私が見た限り裾野市の例も荒川区でしたか、例ももう基礎の補強っていうのをしているんですよ。建築士事務所協会も当然あれはちょっと基礎免震的なあれですけども、基礎の補強をしなきゃいけないので、機械室を置いとくと大変やりづらいからそれを逃がしてやりますよというようなことをやっているわけですし、その辺の技術的な検証がないと値段でいくらできると言っても、これ大変無理があると思いますので、1つその検証の方法も考えないといけんと思うんです。それで、この点についてちょっと湯口委員が専門家なんで、そういうことについて湯口委員のちょっと意見をお尋ねしたいんですけども、よろしいでしょうか。

◆**湯口史章 委員** 皆さんが、私は合意をされればそういうものも含めてお願いをすると、第3者なら第3者にですね、それがベストだと思いますね。ただ、検討会のと看のように頼んでないような提案までしてというようなことで議論が深まらないというようなことであれば、またこれも1つの大きな問題になりますので、本来はできないものを見積もりしても本来技術者からすれば意味がないわけですよ。不可能な見積もりして、それを比べあいつこしても、だからそこになるとできるのか、できないのかっていう、そこのその見定め方、そこが問題になるわけですし、今、副委員長が言われた例で言えば、いわゆるその機械室を稼働させながら、いわゆる執務が継続的にやれるのかということにかかってくるわけですし、本来の知見の活用ということであれば、そういったことも踏まえて、やはり適切な予算を提案していただくということまでしていただけると、我々としては一番理解しやすいと思います。ただ、何回も言いますが、検討会のと看のような余分なことまでしてというような議論になってしまうと、また堂々めぐりになるかなという気がします。

◆**橋尾泰博 委員** はい、ありがとうございます。いいですか。きょういろいろ御審議をいただきました。ありがとうございます。上杉委員、副委員長、上田委員、それから湯口さん、いろいろ御意見をいただきました。やはりこの20億の積算根拠、上紙委員の方から見積もりの仕方等も含めてきちっとしたことが出していただきたい。そうでないと、なかなか本当の議論ができないというような御意見でございました。そういうことも踏まえて、先ほど申し上げましたけれども、各会派に持ち帰っていただいて、27日までに山本参考人の方にお聞きをしたいということを、文書で提出をしていただきたいというふうに思います。文書が出てまいりましてから、山本参考人と交渉させていただきたいというふうに思います。きょうは、現本庁舎の耐震対策及び設備改修についてという議題を上げておりましたけれども、きょうの審議内容からしますと、きょうはこれ以上審議に入れたいというふうに思いますので、きょうはこの項目については、審議を控えさせていただきたいというふうに思います。そういうことで、次回は7月2日に第2庁舎の審議をいただくというふうに予定をして、皆様方にもお話ししておりましたけれども、きょうの審議の状況からいたしますとそう相成りませんので、山本参考人と交渉した経過を、また各委員の皆さんに御相談しながら、どの時点で特別委員会を招集するべきか

ということも判断をさせていただきたいというふうに思います。そういうことで、きょうは結論の出ないようなことに相成りましたけれども、きょう皆さんにお渡ししておりますペーパー、第5回の要約筆記とそれから各委員の皆さんからいただいた意見の大まかなものを、整理をさせていただきます。やはり前回の場合は、この実勢価格と受入価格、この2つの金額に大きな隔たりがあるので、ここら辺を統一したかたちで審議を進めていかなければならんという御意見が強かったと思います。こういうことも含め、山本さんと、どういう数字を出していただくのが皆さんに御理解いただけるのか、そこら辺も含めて交渉をさせていただきたいというふうに思います。そうしますと、きょうはいろいろ御意見を賜りましたけれども、調査業務について山本さんともう一度、再度交渉させていただいて、その後の審議経過を踏まえて、また皆さんと御相談しながら進めさせていただきたいというふうなことを、きょうのまとめとさせていただきます。それではきょうはこれを持って、解散をいたします。どうも、お疲れ様でございました。

午後3時36分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28条第1項の規定によりここに署名する。

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員長

橋 尾 泰 博